平成23年(厚)第752号

平成24年5月31日裁決

主文

本件再審査請求を棄却する。

理由

第1 再審査請求の趣旨

再審査請求人(以下「請求人」という。) の再審査請求の趣旨は、障害基礎年金及び 障害厚生年金(以下、併せて「障害給付」 という。)の支給を求めるということであ る。

第2 再審査請求の経過

- 1 請求人は、20歳到達前である昭和○年○月○日に初診日のある慢性腎不全(以下「既決給付対象傷病」という。)により障害の状態にあるとして、平成○年○月○日を受給権発生日とする障害基礎年金を受給しているところ、厚生年金保険の被保険者であった平成○年○月○日を初診日とする慢性腎不全(以下「本件請求傷病」という。)により障害の状態にあるとして、平成○年○月○日(受付)、厚生労働大臣に対し、障害認定日による請求として障害給付の裁定を請求した(以下、これを「本件裁定請求」という。)。
- 3 請求人は、原処分を不服として、○○ 厚生局社会保険審査官に対する審査請求 を経て、当審査会に対し、再審査請求を した。

第3 問題点

1 障害認定日による請求としての障害給付は、疾病にかかり、又は負傷し、その疾病又は負傷及びこれらに起因する疾病

(以下「傷病」という。) について初めて 医師又は歯科医師の診療を受けた日(以 下「初診日」という。)から起算して1 年6月を経過した日(その期間内にその 傷病が治った場合には、その治った日(症 状が固定し治療の効果が期待できない状 熊に至った日を含む。) 以下「障害認定 日」という。) において、その傷病によ る障害の状態が、厚生年金保険法(以下 「厚年法」という。) 施行令別表第1に定 める障害の程度(障害等級3級)以上に 該当する場合には障害厚生年金を、ま た、国民年金法(以下「国年法」という。) 施行令別表に定める程度(障害等級1級 又は2級) に該当する場合に障害基礎年 金が支給されることとなっている。

2 本件の場合、請求人は、既決給付対象 傷病による障害により、障害基礎年金を 受給しているところ、本件請求傷病の初 診日は平成〇年〇月〇日である旨主張 し、その前提にたって新たに障害給付を 求めているのであるから、本件の問題点 は、本件請求傷病の初診日(以下「本件 初診日」という。)がいつかであり、本 件請求傷病と既決給付対象傷病とが同一 傷病と認められるかどうかである。

第4 当審査会の判断

1 本件初診日について判断する。

初診日に関する証明資料は、厚年法が、発病又は受傷の日ではなく、初診日を障害年金の受給権発生の基準となる日と定めている趣旨からいって、直接それに関与した医師又は医療機関が作成したもの、又はこれに準ずるような証明力の高い資料(以下、これらの諸要件を満たすと認められる資料を、便宜、「初診日認定適格資料」という。) でなければならないと解するのが相当である。

そして、国年法及び厚年法上の障害の 程度を認定するためのより具体的な基準 として、社会保険庁から発出され、同庁 の廃止後は厚生労働省から発出したもの とみなされて、引き続き効力を有するも のとされ、当審査会も給付の公平を期す るための尺度として、この認定基準に依

拠するのが相当であると考えている「国 民年金・厚生年金保険障害認定基準」の 「第1 一般的事項」によれば、「初診日 とは、障害の原因となった傷病につい て初めて医師又は歯科医師(以下「医 師等」という。) の診療を受けた日をい い、具体的には、初めて診療を受けた日 (治療行為又は療養に関する指示があっ た日)、同一傷病で転医があった場合は、 一番初めに医師等の診療を受けた日、健 康診断により異常が発見され、療養に関 する指示を受けた場合は、健康診断日、 **隨害の原因となった傷病の前に、相当因** 果関係があると認められる傷病があると きは、最初の傷病の初診日が初診日とな る、とされている。そして、現在提出さ れているすべての資料から、その内容及 び作成者から初診日認定適格資料と認め られるものを挙げると、① a病院b科・ A医師(以下「A医師」という。)作成 の平成○年○月○日現症に係る平成○年 ○月○日付診断書、② c病院d科・B 医師(以下「B医師」という。) 作成の 平成○年○月○日現症に係る同日付診断 書、③ A医師作成の平成〇年〇月〇日 付受診状況等証明書、④ e病院·C医 師(以下「C医師」という。) 作成の平 成〇年〇月〇日付入院証明書(診断書)、 ⑤ C医師作成の平成○年○月○日付診 断書、⑥ A医師作成の平成〇年〇月〇 日現症に係る同月〇日付診断書、⑦ f 病院・D医師作成の平成〇年〇月〇日付 発病及び初診日に関する証明書、® A 医師作成の平成○年○月○日現症に係る 同日付診断書、9 A医師作成の平成○ 年○月○日現症に係る同月○日付診断 書、及び⑩ B医師作成の平成〇年〇月 ○日現症に係る同日付診断書があり、こ れらの他に存しないところ、これら各資 料をみてみると、次のとおりである。

すなわち、①は、障害の原因となった 傷病名として本件請求傷病を掲げて、初 めて医師の診療を受けた日は「平成○年 ○月○日 診療録で確認」であるとし、 診断書作成医療機関における初診時所見 欄の初診年月日は平成○年○月○日とし ている。②は、障害の原因となった傷病 名を本件請求傷病とし、初めて医師の診 療を受けた日は、「平成〇年〇月〇日 診断書作成医療機関における初診時所見 欄の初診年月日は平成○年○月○日とし ている。腎疾患(平成○年○月○日現症) として、請求人は、平成○年○月○日か ら週3回の血液透析を受けており、経過 良好と記載されている。③は、当時の診 療録より記載したものとされた上で、傷 病名は、高血圧症、腎硬化症とされ、初 診年月日は平成○年○月○日、終診年月 日は平成○年○月○日とされている。④ は、入院の原因となった傷病名として高 血圧症を掲げ、初診は平成○年○月○日 であり、平成○年○月○日現在加寮中と されている。⑤は、病名は高血圧症とさ れ、そのため自宅安静が必要である旨を 平成○年○月○日付で証明したものであ る。⑥は、障害の原因となった傷病名と して本件請求傷病を掲げ、初めて医師の 診療を受けた日は、「昭和○年○月○日 本人の申立て」とされ、診断書作成医 療機関における初診時所見欄の初診年月 日は、平成○年○月○日とされている。 そして、初診時所見欄には、「○○歳で 腎炎といわれる。昨年○月に腎不全にな る。」と記載されている。⑦は、診療録 より記載したとされた上で、請求人は、 昭和〇年〇月〇日に当院を初診してお り、傷病名は「慢性腎炎」であり、当時 の症状として、「昭和○年○月○日来院 時の尿検査にて尿蛋白 (○○○ mg/ dℓ) を認めている。同年○月○○日尿検査 では蛋白〇〇 mg/ dl、〇〇月〇日には尿 蛋白〇〇 mg/ dl血圧〇〇〇/〇〇であっ た。」とされている。慢性腎炎のために 当該医療機関を受診したのは、昭和○年 ○月○日であると認められる。⑧は、傷 病名に本件請求傷病を掲げ、平成○年○ 月○日時点の腎疾患について記載してい るものであるが、本資料によって本件初 診日を確定することはできない。 ⑨は、

傷病名に本件請求傷病を掲げ、平成○年 ○月○日現症について記載しているだけであり、本資料によって本件初診日を確定することはできない。また、⑩は、傷病名に本件請求傷病を掲げ、平成○年○月○日現症について記載しているだけであり、本資料によって本件初診日を確定することはできない。

以上によれば、請求人が、「慢性腎炎」のために初めて医師の診療を受けたのは、請求人が20歳到達前である昭和〇年〇月〇日と認めるのが相当である。そして、請求人に係る慢性腎炎は、その後において、その病態が徐々に増進し、平成〇年〇月頃から高血圧を伴う腎不全の状態となり、平成〇年〇月〇日から慢性腎不全に対して人工透析療法を開始することとなったと認めることができる。したがって、本件初診日は、既決給付対象傷病の初診日と同一である昭和〇年〇月〇日と認めるのが相当であり、本件請求傷病と既決給付対象傷病とは、連続する一連の同一傷病と認められる。

なお、請求人は、「平成○年○月○日 e 病院の診断で悪性 (注:悪性高血圧症) とは主治医より説明は受けていない。ま た、糸球体腎炎の記載についても当時 認定された昭和○年○月○日の病態は (minimal change) であり、血圧につい ても上記初診時、○○○/○○であり(中 略) e 病院にて診察を受けるまでは会社 の健康診断で指摘は受けておらず、高血 圧が長年にわたって続いていたもので はない。」と主張しており、また、昭和 ○年○月にg病院にて、minimal change については治ゆしているのであるから、 既決給付対象傷病が一旦治癒して、新た に本件請求傷病が発症した旨を主張して いる。しかしながら、人工透析を必要と する慢性腎不全の原因疾患について、医 学的観点からみてみると、平成10年現 在において人工透析を実施している約 18万人を対象に、その人工透析に導入 された原因疾患を分析すると、18万人 のうち、その過半数の52.5%は、慢 性糸球体腎炎であり、これに慢性腎盂腎 炎、急速進行性腎炎、分類不明の腎炎、 腎硬化症、糖尿病性腎炎等の分類不明な 慢性腎炎を加えると、人工透析を導入す るに至った対象者のおよそ83.6%が 過去又は継続する慢性腎炎を有している とされている。本件の場合も、請求人は、 20歳前に蛋白尿を指摘され、糸球体腎 炎を発症し、当時において、その糸球体 腎炎の病態が minimal change であった とされているが、その後は、一般的な臨 床経過にみるように、当初は著しい自覚 症状も日常生活での阻害要因もなく、多 くは就労も可能な無症候の時期を経て、 その間も無症候性に病態は進展し、腎実 質損傷が一定の限界を超えると、急速に 増進し、慢性腎不全の第1期(腎予備能 低下)、第2期(腎機能障害期)、第3期 (腎不全期) そして第4期(尿毒症)と 病態が進み、最終段階として人工透析の 導入に至ったものと判断するのが相当で ある。

請求人は、審理期日において、昭和○ 年○月にg病院にてステロイド・パルス 治療を受け、治癒したと説明を受けてお り、平成〇年〇月に検査入院して高血圧 性腎硬化症と診断されるまでは社会的治 癒があったと主張しているものの、a病 院d科・A医師作成の平成〇年〇月〇日 現症に係る同月〇日付診断書(前記⑥) によると、請求人に係る平成○年○月○ 日当時の血清クレアチニン濃度は○. ○ であり、備考欄に「いずれ血液透析必要」 と記載されていることから判断すると、 請求人に係る慢性腎不全の状態は、社会 的治癒とされる状態があった後の平成○ 年ないしは平成○年当時に新たに生じた とすることには無理があり、医学的な観 点から判断すると、徐々に腎機能が悪化 して、平成○年ないしは平成○年当時に は、いずれ血液透析が必要となる段階ま で病態が増進にしていたとするのが相当 であり、既決給付対象傷病が一旦治癒し た後で、新たに本件請求傷病が発症した とする請求人の主張は、認めることはで きない。

2 そうすると、本件請求傷病と既決給付 対象傷病は同一傷病と認めるのが相当で あり、本件裁定請求は、既に障害給付を 行うことと決定された同一傷病による障 害を支給事由とする障害給付を重ねて請 求するものにほかならないものというべ きであるから、重複請求として本件裁定 請求を却下した原処分は妥当である(な お、請求人は、審理期日後の平成〇年〇 月〇日付書面をもって、既に支給されて いる障害給付に係る裁定請求書は請求人 の自筆によるものではないなどと主張す るが、この主張事実は、原処分の当否を 左右するものではない。)。よって、本件 再審査請求は理由がないのでこれを棄却 することとし、主文のとおり裁決する。